



### 3. 作業の実施方法・提出書類 ※①または②のどちらかを実施してください

#### ① 1ヶ月の湛水管理（水張り）

##### 【実施作業】

- ①ほ場にて「1か月以上の湛水管理（水張り）」を行ってください。実施したことを証明できるよう、**水張り開始初日の写真と、水張り開始から1ヶ月後以降の写真**を、各1枚撮影してください。
- ②水張り完了後、【提出書類】に記載された書類を作成し、**令和9年3月31日まで**に、当協議会へ提出してください。

##### 【提出書類】

1	<水張り確認 様式1> 水張り確認ほ場一覧表	記入例に従って、対象ほ場を記載してください。
2	<水張り確認 様式2> 水張り確認ほ場写真記録表	記入例に従って記入のうえ、水張り写真を2枚（初日・一か月後以降）撮影し添付箇所へ添付してください。

#### ② 連作障害を回避する取組

##### 【実施作業】

- ①以下の項目から**いずれか1つの作業を実施**してください。
  - ・ 土壌改良資材（苦土石灰等）・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用
  - ・ 土壌に係る薬剤の散布
  - ・ 後作緑肥の作付け
  - ・ 病害虫抵抗性品種の作付け
  - ・ 作物残さのすき込み（当協議会認定取組）
  - ・ その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取り組みであると判断する取組

※その他につきましては、個別にご相談ください。

- ②取組完了後、【提出書類】に記載された書類を作成し、**令和9年3月31日まで**に、当協議会へ提出してください。

- ③取組を行ったことを証する書類（栽培日誌、資材購入伝票）を保管してください。

##### 【提出書類】

1	<連作障害回避取組確認様式> 連作障害を回避する取組実施一覧表	記入例に従って、対象ほ場を記載してください。
---	------------------------------------	------------------------

### 4. その他

- ・ 国の指針に応じて内容を変更する場合があります。
- ・ 提出書類や、詳細マニュアルは、駒ヶ根市役所農林課窓口および市ホームページから取得できます。

### 5. お問い合わせ

＝駒ヶ根市地域農業再生協議会事務局＝  
駒ヶ根市役所産業部農林課農政係  
〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号  
TEL 0265-96-7723（直通）  
Email : nosei@city.komagane.lg.jp



駒ヶ根市ホームページ